

令和2年7月1日

「新型コロナ対策 いわしんセーフティネット融資ファンド」の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた皆様にごくお見舞い申し上げます。

今般、当組合では、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた組合員に対する資金繰り支援として、「新型コロナ対策いわしんセーフティネット融資ファンド」から下記の通り「無利子期間設定型融資」を取扱いますことをご知らせいたします。

記

1. 取扱いの目的

いわき信用組合は相互扶助の理念に基づき設立された協同組織金融機関です。相互扶助の理念の実現にあたっては、包摂性、すなわち、すべての組合員に対して同質の金融サービスを提供することが重要であると考えております。

今般の新型コロナウイルス感染症の蔓延により影響を受けた組合員の資金繰り支援はいわき信用組合と組合員共通の課題である、との認識をひとつにして、相互扶助の実践として取扱うものです。

2. 取扱い内容

信用保証協会の保証を得られないなどの理由から新型コロナ「実質無利子・無担保」融資を利用できない、主に小規模事業者の組合員に「当組合独自の審査」によりプロパー融資を行いません。

| | |
|-------|---|
| 融資対象 | 新型コロナ感染症の影響を受けた主に小規模事業者で、信用保証協会など保証機関の保証が得られない組合員（法人、個人問わず） |
| 融資形式 | 証書貸付 |
| 資金使途 | 運転資金 |
| 融資額上限 | 最高額 500 万円 |
| 融資期間 | 最長 10 年 |
| 融資利率 | 当初 1 年間は無利息、2 年間の元金据置可。2 年目以降は 1.75% |
| その他 | 当組合の既貸回収は不可。 |
| 融資総額 | 5 億円 |

3. 取扱い期間

令和2年7月1日（水）から令和3年3月31日（水）まで。

以上

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた組合員事業者の方へ

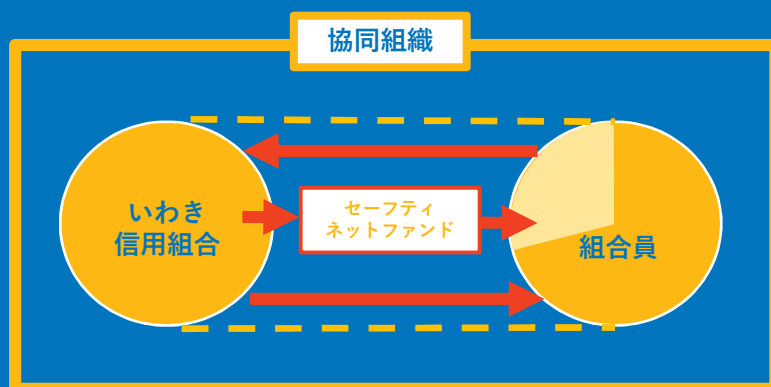
新型コロナ対策

いわしんセーフティネット 融資ファンド

組合員限定

当組合「独自の審査」による
「無利子期間設定型融資」を提供いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、主に小規模事業者で信用保証協会など保証機関の保証が得られない組合員に対して、下記のプロパー融資を提供致します。



お申込み
いただける方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により売上・収益などの事業経営に影響を受けた主に小規模事業者で信用保証協会などの保証が得られない組合員。

取扱い期間

令和2年7月1日（水）
～ 令和3年3月31日（水）
※総額に達した時点で終了します。

総額

5億円

科目

証書貸付（要審査）

融資限度額

500万円

資金用途

運転資金

融資期間

最長10年間
（最長2年間の元金据置可）

融資利率

当初1年間は無利子
2年目以降1.75%

※ご注意 ご利用中の当組合からの融資の借換えにはお使いになれません。



いいひと、いいまち、いいくら。
いわき信用組合

お問い合わせ

支店名 _____
Tel _____
担当 _____